

○独立行政法人国立科学博物館監事監査実施基準

平成13年4月13日
館 長 裁 定

最 終 改 正
平成27年6月17日
館 長 決 裁

(趣旨)

第1 この基準は、独立行政法人国立科学博物館監事監査規程の実施に関し、必要な事項を定める。

(監査計画)

第2 監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点項目
- (3) 監査の対象部門等
- (4) 監査の実施期間
- (5) 監査の方法

(監査事項)

第3 監査事項は、次のとおりとする。

(1) 業務の監査

- ① 関係法令及び規則等（以下「法令等」という。）の実施状況並びに内規等の整備状況
- ② 組織運営状況
- ③ 人事管理状況
- ④ 事業についての企画及び実施状況

(2) 会計の監査

- ① 決算（年次及び月次）の状況
- ② 予算の執行及び資金運用の状況
- ③ 収入、支出の状況
- ④ 不動産の管理状況
- ⑤ 物品の管理状況
- ⑥ 役務の状況
- ⑦ 契約の状況
- ⑧ 旅費の支出状況
- ⑨ 人件費の支給状況

(監査の手順等)

第4 監査手順はおおむね次のとおりとし、悉皆監査を原則とするが、事項の性質により合理的な方法によって抽出して実施することができる。

- (1) 監査対象部門の長からの概況聴取
- (2) 監査対象部門の担当者から個別聴取

- (3) 帳簿その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査終了後の講評

2 監事は、必要があると認めるときは、随時、資料の作成を求めることができる。ただし、可能な限り既存資料の活用を図るように努めるものとする。

(監査記録)

第5 監査の事務補助に従事した職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出するものとする。

(監査報告書)

第6 業務の監査及び会計の監査（年次監査）の監査報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監事監査の方法及びその内容
- (2) 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 科学博物館の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他科学博物館の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 科学博物館の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 財務諸表等についての意見
- (6) 事業報告書についての意見
- (7) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 監査報告を作成した日
- (9) その他必要と認められた事項

附 則

この基準は、平成13年4月13日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年6月17日から適用する。